

議案第67号

## 静岡市交通遺児等福祉手当条例の一部改正について

静岡市交通遺児等福祉手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市交通遺児等福祉手当条例の一部を改正する条例

静岡市交通遺児等福祉手当条例(平成15年静岡市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「及び同項第2号」を「、同項第2号に規定する複数業務要因災害及び同項第3号」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前支払月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその区分の手当は、その支払月でない月であっても、支払うものとする。

第6条第2項の表前期の項支払月の欄中「9月」を「10月」に改め、同表後期の項支払月の欄中「3月」を「4月」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。